

令和7年3月高浜市議会定例会会議録（第4号）

日 時 令和7年3月5日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

- 日程第1 議案第20号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第17回）  
議案第21号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）  
議案第22号 令和6年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第2回）  
議案第23号 令和6年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第2回）  
議案第24号 令和6年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）  
議案第25号 令和6年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
- 日程第2 議案第3号 高浜市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正について  
議案第4号 高浜市税条例の一部改正について
- 日程第3 議案第5号 高浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第6号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第5 議案第7号 高浜市水道事業の設置等に関する条例及び高浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について  
議案第8号 高浜市道路占用料条例の一部改正について  
議案第9号 高浜市公共下水道条例の一部改正について  
議案第10号 高浜市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第11号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第12号 高浜市職員定数条例の一部改正について
- 日程第8 議案第13号 高浜市職員の育児休業等に関する条例及び高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第14号 高浜市多文化共生コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第15号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第11 議案第16号 高浜市児童クラブの実施に関する条例の制定について  
議案第17号 高浜市女性文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正につ

いて

議案第18号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第12 議案第26号 令和7年度高浜市一般会計予算

議案第27号 令和7年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算

議案第28号 令和7年度高浜市土地取得費特別会計予算

議案第29号 令和7年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算

議案第30号 令和7年度高浜市介護保険特別会計予算

議案第31号 令和7年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算

議案第32号 令和7年度高浜市水道事業会計予算

議案第33号 令和7年度高浜市下水道事業会計予算

日程第13 予算特別委員会の設置

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番 橋本友樹

2番 荒川義孝

3番 神谷直子

4番 杉浦康憲

5番 野々山 啓

6番 今原 ゆかり

7番 福岡里香

8番 岡田公作

9番 長谷川 広 昌

10番 北川 広 人

11番 鈴木勝彦

12番 柴口 征 寛

13番 倉田利奈

14番 黒川美克

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長 吉岡初浩

副 市 長 深谷直弘

教 育 長 岡本竜生

企 画 部 長 木村忠好

総合政策グループリーダー 榊原雅彦

秘書人事グループリーダー 野口恒夫

ICT推進グループリーダー 平川亮二

|                           |         |
|---------------------------|---------|
| ICT推進グループ主幹               | 東 文 彦   |
| 総 務 部 長                   | 杉 浦 崇 臣 |
| 財務グループリーダー                | 本 多 征 樹 |
| 市 民 部 長                   | 岡 島 正 明 |
| 市民窓口グループリーダー              | 神 谷 直 子 |
| 経済環境グループリーダー              | 島 口 靖   |
| 税務グループリーダー                | 西 口 尚 志 |
| 福 祉 部 長                   | 磯 村 和 志 |
| 地域福祉グループリーダー兼共生推進グループリーダー | 東 條 光 穂 |
| 地域福祉グループ主幹                | 角 谷 権   |
| 介護障がいグループリーダー             | 都 築 真 哉 |
| 福祉まると相談グループリーダー           | 野 口 真 樹 |
| 健康推進グループリーダー              | 中 川 幸 紀 |
| こ ども 未 来 部 長              | 磯 村 順 司 |
| こども育成グループリーダー             | 板 倉 宏 幸 |
| 文化スポーツグループリーダー            | 鈴 木 明 美 |
| 都 市 政 策 部 長               | 杉 浦 睦 彦 |
| 土木グループリーダー                | 清 水 健   |
| 都市計画グループリーダー              | 村 松 靖 宣 |
| 防災防犯グループリーダー              | 芝 田 啓 二 |
| 学校経営グループリーダー              | 内 藤 克 己 |
| 学校経営グループ主幹                | 小 嶋 俊 明 |
| 監査委員事務局長                  | 加 藤 直   |

職務のため出席した議会事務局職員

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 竹 内 正 夫 |
| 主 査         | 森 本 将 史 |
| 主 事         | 大 岡 靖 治 |

議事の経過

○議長（杉浦康憲） 皆様、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどよろしくお願いいたします。

---

午前10時00分開議

○議長（杉浦康憲） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりです。

なお、質問者及び答弁者においては、質疑、答弁は議題外に及ばないよう簡潔なる質疑・答弁に御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

これより本日の日程に入ります。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第1 議案第20号から議案第25号までを一括議題とし、質疑を行います。

質疑に当たりましては、ページ数及び款・項・目・節をお示しいただくようお願い申し上げます。

初めに、議案第20号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第17回）について、歳入、歳出を分けて質疑を行います。

初めに、歳入についての質疑を許します。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） すみません。今、歳入歳出を分けると言われたんですけれども、繰越明許につきましては、どこで質問したらよろしいですか。

○議長（杉浦康憲） 歳出で。

○13番（倉田利奈） 歳出で。

○議長（杉浦康憲） 歳出のほうで。

○13番（倉田利奈） はい、分かりました。

では、歳入のほうからお聞きしてまいります。

ページ数が補正予算書の65ページを御覧いただきたいと思います。

物価高騰の重点支援地方創生臨時交付金、これが14款2項1目、こちらが902万円の減額となっております。これちょっとすごく不思議なんですけれども、充てる事業の予定があったのか、あったのであればなぜ、その事業の内容と、交付金を返すことになった理由について教えていただきたいと思います。

次に、その下の2目出産・子育て応援交付金、こちらにつきましても補正予算で今回新たに上げられたというところにつきまして御説明をお願いしたいと思います。

それから、ごめんなさい、ちょっと順番があれなんですけれども、その上のデジタル基盤改革支援補助金、こちらが多分81ページの歳出と同じところになるのかなと思うんですけれども、これは金額のほうがいコールにならないものですから、そのあたりの御説明も併せてお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（東條光穂） 14款2項の物価高騰対策支援地方創生交付金のマイナス902万円につきましてお答えいたしますと、こちらのほうは、歳出のほうにも載っておりますが、当初はシステム開発委託ということで1,000万円計上しておりましたが、業者のほうとの打合せの結果、業者委託ができなくなりましたので、この歳出の1,000万円を削減したことによりまして、会計年度任用職員を雇用しまして、会計年度任用職員と正規の職員で対応することになりました。その分増額した差額が902万円になりますので、こちらのほうは減額といたしました。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 補正予算書65ページの出産・子育て交付金の118万8,000円の補正につきましては、国が令和7年度に予定しておりました妊婦の支援給付のためのシステム構築改修費が、令和6年4月1日からの遡及適用となって、令和7年度ではシステム構築費の予算計上はされないと昨年末に伝えられたことに伴いまして、今回補正予算をお願いさせていただくものとなります。

この歳入補正の内容につきましては、後程、後ろについていますが、85ページの歳出予算のシステム改修業務委託料の118万8,000円の増額補正予算に連動するものとなりますので、お願いします。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G主幹（東 文彦） デジタル基盤改革支援補助金の補正についてでございます。

こちら情報システム標準化・共通化業務委託の確定に伴って減額するものとなりますが、内容としましては、介護障がいグループさんのソフトウェア標準化業務委託料、こちらが減額になるということに伴って、この歳入についても減額させていただくものとなります。よろしく願いいたします。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） これ質疑漏れなんですけれども、先ほどの今お答えいただいたこの補助金、こちらと後ろのいわゆる多分ここではないかと思われている81ページのところのソフトウェアの標準化業務委託料が多分これに充たっていたんじゃないかなと思うんですけれども、その確認と、それから、そこが金額がイコールになっていないということで、なぜそこがイコールにならないのかというところがよく分からないというところについて教えていただきたいのと、あと、今の物価高騰の対応重点支援地方創生臨時交付金、これ、国から幾らですよということで各自治体に金額のほうが上がってきて、本来であれば、この金額以上のことをやれば、そうすればこの国から降りてきたお金については全て市民に還元できると思うんですけれども、今の状況だと、結局902万円、国のほうに返す状況になるかと思うんですけれども、やはりそういうふう

にならないような事業に充てるべきだと思うんですけども、そのあたりのお考えと、あと、今回クーポン券のほうは1,800万円、一般財源で出しているかと思うんですけども、そういうところに充てることもできなかったということになるのでしょうか。そのあたり、理由とか需要とかそのあたりは国のほうとしては認めてもらっていないから返すしかないというか、そういう理解になってしまうのでしょうか。そのあたりの御説明を詳しく教えていただきたいんですけども。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G（平川亮二） 補正予算書65ページの補助金、デジタル基盤改革支援補助金の件で2つ御質問をいただきました。1つ目がこのマイナス2,724万7,000円に関連する費用としましては、おっしゃられるとおり予算書81ページ、ソフトウェア標準化業務委託料の充当としているものでございます。

金額が違う理由でございますが、歳出のソフトウェア標準化業務委託料については、国の標準システム対象内の経費と対象外の経費含めて総額4,376万7,000円の減額。そのうち補助金の対象となる2,724万7,000円分を補助金の歳入のほうで減額をしているということでございます。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございますが、こちらにつきましては様々なメニューがありまして、クーポンのほうは推奨事業メニューというものでやっておったんですが、今回は給付の関係の事業ということで交付をされているものになりました。今回、先ほどは返還というような御質問がありましたけれども、返還ということではなくて、今年度使う分については今年度交付を受けるんですけども、今年度中に事業が終わらない部分につきましては来年度に繰り越しますので、そちらで頂くというような形になっております。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出についての質疑を許します。

12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 補正予算書の83ページ、3款1項27目価格高騰重点支援給付金（非課税世帯・こども加算）支給事業に関して2点伺います。

1つ目が、事業者との打合せにてシステム開発業務を委託できなくなったとのことですが、このできなくなったところについてちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

あともう一点、システム開発業務が委託できなくなったことによって、当初のスケジュールに及ぼす影響、現在の進捗状況についてお願いします。

○議長（杉浦康憲） 地域福祉グループ。

○地域福祉G主幹（角谷 権） お答えいたします。

システムにつきましては、委託予定の業者さんが標準化等の作業により対応が難しくなったというふうに聞いております。

あと、スケジュールについては、内部で対応することになりましたので、この変更はございませんでした。

以上です。

進捗につきましては、予定どおり進んでおりまして、2月中に御案内をさせていただいた状況でございます。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 支給が終わるのが何月、いつ終わる感じなんでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 地域福祉グループ。

○地域福祉G主幹（角谷 権） 支給が終わるのは4月中の予定でございます。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） では、まず、2款1項12目の委託料、ふるさと応援事業支援業務委託料、こちらについては、額の確定ということでよろしかったのかなという確認と、あと、いわゆるこれは減額になった理由についても詳しくお答えいただけたらと思います。

それから、次の75ページの2款1項の20目の出産・子育て応援交付金返還金、こちらについても内容、理由、教えていただきたいのと、あとちょっとページ飛びまして81ページ、3款1項2目、先ほどこれ、ソフトウェアの標準化業務委託料で委託できるものとできないものがあるということなんですけれども、この委託については、今後どうなっていくのかが全然分からないのと、実際問題、市民への影響というのは、今回やれないことで、ないということでよかったのかという確認もしたいと思います。

それから、3項の……

○議長（杉浦康憲） すみません。まだありますか。

○13番（倉田利奈） はい。

○議長（杉浦康憲） じゃ、一旦ここで止めます。

総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 73ページのふるさと応援交付金のところでございますが、こちらにつきましては、歳入のほうでふるさと応援交付金が4,500万円の減額という形で、当初見込んでおりました金額よりちょっと入らないというところがありましたので減額していますので、それに伴って歳出のほう、委託料とかも減額になってきたというようなところでございます。

まだ確定というよりかは、その歳入に対応した減額という形になっております。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 補正予算書75ページの出産・子育て応援交付金返還金の373万9,000円についての内容といたしまして、こちらは補正理由も含めてなんですが、子育て費用の負担軽減を図るための出産・子育て応援交付金それぞれ5万円の支給がされるものとなりますが、実績件数が申請件数を下回ったため返還金が生じたものとなりますので、よろしくお願いします。

○議長（杉浦康憲） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） 3款1項2目のソフトウェア標準化業務委託料について御質問いただきました。

延期後の予定でございますが、令和8年度に標準化の実施をする予定というふうに承知をしております。この延期に伴う市民への影響は特にございません。

○議長（杉浦康憲） 倉田議員、続きをお願いします。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） では、3款1項3目の障害者自立支援給付事業についてお聞きます。

こちらにつきまして、当初予算のどのような計算方式というか、どのような考え方で当初予算を組まれたのかということと、これは、私が見たところ、多分12月にも同じ金額、同じ内容、金額では違いますが、同じ内容で補正をされているんですけれども、12月に補正があって、また補正があるということなので、そのあたりはなぜそういう状況になったのかについても御説明をいただきたいと思います。

それから、ページが飛びまして97ページ、10款5項2目、2つの吉浜交流館と女性文化センター及び春日庵の指定管理料の減額がされております。これ、まだ指定管理期間かと思うんですけれども、これ、この時期に減額をされた理由についてお聞かせいただきたいのと、あと、ちょっとこれよく分からないんですけれども、このいわゆる契約が終わった時点、工事が終わった時点、支払いが終わった時点で分かるものについて、3月についてはこれは全てにおいて減額補正をされているのか、その基準が分からないんですね、どういう項目について減額補正するのか。まして、またどういう条件において減額補正が出てくるのかというのが、ちょっとこれよく分からないので、その説明も併せてこの今回のこの指定管理料の減額について御説明いただけると助かりますので、お願いしたいと思います。

それから、その下の10款5項5目の美術館・図書館管理運営事業の工事請負費、下2つの給排水設備修繕工事費、それから南壁面等修繕工事、こちらにつきましては、当初の予算そのままが今回減額されておりますので、その理由について詳しく教えていただきたいと思います。

それから……

○議長（杉浦康憲） まだありますか。

○13番（倉田利奈） はい。

○議長（杉浦康憲） じゃ、ここで一旦切ります。

介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） 3款1項3目障害福祉サービス等給付費の増額について御質問いただきました。

12月補正の中では1億6,500万円の増額の補正をお認めいただいたところでございますが、グループホームや就労継続支援の利用の増加が顕著になりまして、年度末までの予算不足が見込まれることから、今回補正をお願いさせていただくものでございます。特に伸びが大きいのが就労継続支援B型で、12月補正後も11.3%の増加が見込まれるということでございますので、よろしくお願いいたします。

当初予算の予算積算につきましては、前々年度の下半期と前年度の上半期の実績で編成をしております。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） まず、10款5項2目の吉浜交流館の指定管理料、それから女性文化センター、春日庵の指定管理料の減額理由ということでございますけれども、これ、昨年の3月議会の補正予算の審議でも御質問いただいていることでございますけれども、いずれの指定管理料についても、管理人の人件費、それから光熱水費、修繕費については精算項目となっております。3月補正予算編成の時点で、まず11月末までの人件費の実績のほうを出していただきまして精算を行っているということでございますが、いずれの施設も開館時間が午前9時から午後10時まででございますが、午後5時以降は利用がなかった場合に閉館するという取扱いになっておりますので、夜間の管理人の人件費の実績について精算を行い、その分、3月補正で減額をしたということでございます。

続きまして、10款5項5目の美術館・図書館管理運営事業の工事費について2件御質問いただきました。

まず、1点目の給排水設備修繕工事費でございますけれども、こちら減額理由は入札不調によるものでございます。

それから、南壁面等修繕工事につきましては、こちらは発注する段階でアスベスト調査が必要であるということが分かりまして、アスベスト調査を行ったところアスベストが確認されたというところがありましたので、今回工事を取りやめ、全額を補正させていただいたというものでございます。

○議長（杉浦康憲） 倉田議員、続きをどうぞ。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 繰越明許費につきまして、それぞれ理由と状況、今後の予定につきまして

も併せてお答えください。

○議長（杉浦康憲） 土木グループ。

○土木G（清水 健） 補正予算書の10ページ、繰越明許費でございます。

土木グループとしましては3事業ありまして、まず初めに、道水路維持補修工事事業といたしまして、こちらは、乞殿排水路ポンプ場及び塩田排水路ポンプ場の水位計の取替えを行うもので、機器の調達等に日数を要したため繰り越すものでございます。

続きまして、真ん中の物件移転補償事業でございますが、こちらは論地町地内の市道奥荒井線の道路拡幅工事に伴いまして電柱等が支障になりましたので、そちらを移転する補償費となっております。地元調整に不測の日数を要したため繰り越すものでございます。

続きまして、中根橋架け替え工事負担金事業でございますが、こちらは愛知県が工事を施工するに当たりまして、地元調整に日数を要したため繰り越すものでございます。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（東條光穂） 3款1項の会計年度任用職員管理事業及び価格高騰重点支援給付金の2点につきましては、給付の支払いが4月以降にずれ込むことによりまして、2点の人件費143万9,000円と事業費の1,153万円の繰越しをするものになっております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員、2回目お願いします。

○13番（倉田利奈） まずは、障害者自立支援給付金の件なんですけれども、予算計上におきまして、前々年度の下半期と前年の上半期をもって予算計上されたということですが、いわゆる伸び率というのは加味をされなかったのかどうかということの確認をしたいのと、それから、10款5項2目の先ほどの指定管理料の件なんです。これは11月末までの実績を出して精算をしてということは、今回これ、取りあえず一度精算をされて、また精算をされてということで、来年度に決算で出るという理解なのかなと思うんですけれども、これ、どういう基準でそういうのが出てくるのか。例えば、今おっしゃったように、年度途中でそういう実績を出したものについては3月補正でこうやって出てくるのか、基準がよく分からないんですね。これ、多分ほかにもあると思うんですけれども、何かあるのとなないと、そのあたりの基準についてよく分かりませんので、教えていただきたいと思います。そこが答弁漏れかと思いますので、お願いいたします。

それから、10款5項5目の先ほどの美術館・図書館の管理運営事業でございますが、これ全て美術館の、いわゆる図書館本館のほうということでよろしかったのかということと、あと、アスベストの件につきましては、これまで何度もアスベストについては調査が必要、必要ということで、補正予算とか増額補正が出てきているんですけれども、なぜ当初からそれをされなかったのかというところがよく分かりませんので、その説明も併せてお願いしたいと思います。

○議長（杉浦康憲） まだありますか。

○13番（倉田利奈） はい、以上お願いします。

○議長（杉浦康憲） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（都築真哉） 障害福祉サービスの当初予算の積算の件でございますが、先ほど答弁しましたとおり、前々年度の下半期と前年度の上半期実績で計上しておりますので、伸び率は見ておりません。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） まず、10款5項2目の指定管理料についての御質問でございますが、先ほど精算項目については御答弁申し上げました。11月末までに一旦人件費のほうを精算させていただきましたが、また年度末に、先ほど申し上げた人件費、光熱水費、修繕費を含め改めて指定管理者と協議をするということでございます。

どのような基準で協議をしていくのかというところでございますが、今申し上げた精算項目というのがございます。確実に不用が見込まれるということがあれば、市のほうから指定管理者に協議を申し出て、協議の上、減額をしていくというような対応を取っております。

それから、10款5項5目の工事請負費についての御質問でございますが、いずれも4件とも本館の工事費かという御質問でございますけれども、低圧受電化工事費については付属施設、それ以外については本館の工事費でございます。

それから、南壁面等修繕工事につきましては、本来であれば予算計上する前に調査をすべきところではございましたが、そのところを失念しておったというところでございます。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので。

〔「議長、すいません。」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 答弁漏れですか。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） すみません。今、指定管理のことを説明いただいたんですけれども、先ほど質問したのは、結局、例えば各ふれあいプラザにつきましても委託をされているわけですよね。委託についても人件費とか、5時で終わっちゃう日は5時で多分精算をされてくと思うんですけれども、そういうところについては、これ、3月補正で出てこないんですけれども、例えばその指定管理だけをこうやって出すようにしているのか、そのあたりの基準が分からないので、その基準について教えていただきたいんですけれども、そこは答弁漏れだったのでお願いしたいんですが。何を基準にしてこの減額補正を出しているのかということが分からないので、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 基準というのは特に設けておりません。それはあくまでもケース・バイ・ケースだと思っているんです。ただ、この３月補正の予算の編成について、財務のほうから各部局さんのほうにお願いしているのは、委託料や工事請負費などで既に契約済みなどの理由により不用額が生ずる見込みの場合は減額をしてくださいというようなお願いはしております。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

次に、議案第21号 令和６年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４回）についての質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

次に、議案第22号 令和６年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第２回）についての質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

次に、議案第23号 令和６年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第２回）についての質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

次に、議案第24号 令和６年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第３回）についての質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

次に、議案第25号 令和６年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２回）についての質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第20号から議案第25号については、会議規則第36条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、議案第20号から議案第25号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第20号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第17回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和6年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第2回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和6年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第2回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和6年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和6年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第2 議案第3号及び議案第4号を一括議題とし、総括質疑を行います。

す。

総括質疑の通告はありませんでしたので、これにて質疑を終結いたします。

各議案につきましては、議案付託表のとおり、総務建設委員会に付託いたします。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第3 議案第5号 高浜市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、統括質疑を行います。

通告がありましたので、発言を許します。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 今回の条例改正によりまして、30年以上とか35年以上ということで退職の報償金が新たに設定されました。今、消防団員がなかなか人手不足ということで、後任がいないということで、結構年齢が高くなっても非常に頑張っていてくださる方が見えるかと思いますが、そういう方に対してはすごくこういった制度というのは有益なのかなと思うんですけども、一方で、やはり貢献したいと思ってもお仕事とかでなかなか出ることができないとか、いわゆるちょっと休眠状態みたいな方も中には見えるというようなこともちょっと聞いているんですけども、そうなった場合に、この退職報償金についてはどのような形で、いわゆる籍があれば全てこういう形で支払われるのかどうかということについて確認をしたいということと、あと、この改正のこの金額につきましては、近隣市と違いがあるのかなのか、その点についてもお答えください。

○議長（杉浦康憲） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（芝田啓二） 2点御質問をいただきました。

まず、退職報償金の支払いの資格要件というところでございます。

共済基金の受給資格というものがございまして、基本的には勤務5年以上、年12回以上の活動が必要というものになっております。これに合致しない、先ほど御質問ありました活動回数が少ない者は、この5年になる前に退団をいたしておるという状況でございます。

あと、近隣市との退職報償金の額でございますが、基本的には同額だと思っております。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） ちなみに、今、高浜市における消防団の方の勤務年数というのは、今、この階級ということで4年以上5年未満、5年以上7年未満ということで書かれているんですけども、それぞれ何名の方がいらっしゃるのか教えていただけますでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（芝田啓二） まず、令和7年1月31日現在の退職報償金の対象となります基本団員の人数を申し上げます。こちらが77名でございます。そのうち5年以上7年未満に該当する者

が14名、7年以上10年未満に該当する者が12名、10年以上15年未満に該当する者が18名、15年以上20年未満が3名、20年以上25年未満が2名、25年以上の者が1名、合計50名となっております。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） これにて質疑を終結いたします。

本案につきましては、議案付託表のとおり、総務建設委員会に付託いたします。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第4 議案第6号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、総括質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 今回の公務災害補償条例の一部改正により、社会情勢により金額が上がるのはいいんですけども、これ、金額が補償基礎額となっているんですね。これ非常に一般の方にも、私も分かりにくいなと思っているんですけども、例えば、団長さんで20年以上の方の場合、第1号の配偶者が見えて、第2号のお子さんが2人いる場合、改正前が実際幾らになるのか。改正後になると幾らに増えるのか。実際にどれぐらい増えるのか。また、どれぐらいの金額が公務災害補償として補償されるのかについて教えていただきたいのと、あわせて、この金額についても近隣市と同様でよろしかったかどうか、そのあたりについても教えてください。

○議長（杉浦康憲） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（芝田啓二） 御質問の団長さんの勤務年数が20年以上の方とございます。第1号配偶者の方につきましては、増加額が100円と、改正後です。第2号で子供に該当する方が1日383円、先ほどの御質問ですと、配偶者1名と子供が2名でございますので、383円掛ける2プラス100円、掛ける、これ、いろんな状況がございますが、例えばの例で申しますと、補償金の関係で傷病補償年金というものがございます。こちら、両目が失明した場合の例で申し上げますと、第1級に該当し、313倍となります。これに団長さんであると、新たに1万4,500円に先ほどの加算額をかけて313倍にしたものが年額の支給額になるというものでございまして、ちょっと子供と、お子さんの部分はちょっと加味していませんが、先ほど言ったところで申しますと、団長級の20年以上の方が両目失明した場合の傷病補償年金は年額453万8,500円となります。

もう一つの御質問の近隣市と同様かというところの御質問ですが、基本的には同額だと思っております。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 今、例えば1つ例を挙げて言われたんですけども、いわゆるこの金額掛ける313倍ということなんですけれども、それプラスアルファ、例えば配偶者の場合、今後加算

額が100円だとすると100円掛ける313倍、そのお子さんが1人当たり383円なので383円掛ける2で766円掛ける313倍、それを足した金額がいわゆる年額の公務災害補償額という理解でいいかというところの確認と、あと、今回これ配偶者の方については、令和6年度までは加算額が217円で、今回逆に下がるんですね。100円ということで下がるんですけども、このところはどうのような考えでもってこの100円という金額に逆に下がってしまったのかというところについて、考え方についてお聞きしたいのと、あと、配偶者ということなんですけれども、この場合の配偶者というのは、いわゆる、この方が、配偶者の方が自立して年金とか社会保険とか入られていたとしても、それは関係なく全てこの配偶者という金額で加算していただけるのかどうか、そのあたりも併せてお願いしたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（芝田啓二） まず1点目の支払いの額の考え方につきましては、議員のおっしゃったとおりの考え方でよろしいかと思います。

2点目の配偶者の額が増加額が100円ですということと、子供が383円になりますよということで、根拠でございます。扶養親族のある場合における補償基礎額の加算額の考え方は、給与表の扶養手当支給額を日額換算、30日で除して1円未満は四捨五入としたものと定められておるものでございます。今回配偶者が100円になったというのは、この扶養手当月額が3,000円に変更されますので、これを30で割ると100円、子供の場合は扶養手当支給額が1万1,500円になりますので、これを30で割り返しますと383円という額が加算額となります。

なお、令和8年度も改定が予定されておりますので、1号配偶者は100円から支給額がゼロになります。2号の子供は383円から433円に増額される見込みとなっております。

あと、自立の配偶者の雇用とかのところは、ちょっと私、ちょっと勉強不足で把握はしておりません。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） これにて質疑を終結いたします。

本案につきましては、議案付託表のとおり、総務建設委員会に付託いたします。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第5 議案第7号から議案第10号までを一括議題とし、総括質疑を行います。

質疑の通告はありませんでしたので、これにて質疑を終結いたします。

各議案につきましては、議案付託表のとおり、総務建設委員会に付託いたします。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第6 議案第11号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について、総括質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 通勤手当の支給限度額が1か月当たり5万5,000円から15万円に引き上げられるとのことなんですが、これによって支給額が引き上げられることになる人はどの程度か、お願いします。

○議長（杉浦康憲） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（野口恒夫） 通勤手当の引上げに伴う影響を受ける人数でございますが、今現在でも5万5,000円に至っている職員はおりませんので、影響はございません。

○議長（杉浦康憲） よろしいですかね。

これにて質疑を終結いたします。

本案につきましては、議案付託表のとおり、福祉文教委員会に付託いたします。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第7 議案第12号 高浜市職員定数条例の一部改正について、総括質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

1番、橋本友樹議員。

○1番（橋本友樹） それでは、議案第12号 高浜市職員定数条例の一部改正について、少し伺いいたします。

これ、令和5年12月議会において、同じように高浜市職員の定数条例の一部改正というのが議決されておりまして、本年度、令和6年4月より教育委員会の事務局、学校関係の職員の方の定数が10名から11名というふうが変わっております。

また、今回さらに条例の改正が必要になったその理由というか、経緯をまずは教えてください。

○議長（杉浦康憲） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（野口恒夫） 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員の定数は、現行11名のところを11人を配置しておりますが、令和5年度より吉浜小学校の長寿命化改良工事に着手し、さらに令和7年度より港小学校の長寿命化改良工事、高浜小学校の太陽光設備の設置及び給食費の公会計化も始まることから、将来を見据えて職員を増員するため、定数を1名増員するものでございます。

なお、市長の事務局の職員につきましては、定数上は余裕があることから、教育委員会の1名増員分を市長の事務局で1名減員することで、全体の職員定数の合計としましては変更せず、これまでと同数とするものでございます。

○議長（杉浦康憲） 1番、橋本友樹議員。

○1番（橋本友樹） ありがとうございます。

今の答弁で、市長部局のほうの定数が余裕があるということですが、市長部局の配置人数というのは何人になっているのか。また、定数条例、これは制限というか、定数ですもんね、余裕があると思いますが、余裕があるんでしたら、もっと職員を増やせるんじゃないかというふうにも考えられるのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（野口恒夫） 令和6年4月1日現在の人数でお答えをさせていただきます。

市長の事務部局の職員定数288人に対し、配置人数は235人となっております。

なお、定数条例上の合計定数323人に対し、合計配置人数は264人となっております。

条例上の定数でございますが、あくまでも職員数の上限を定めたものでありまして、不測の事態、例えば指定管理や委託事務など直営に戻さなければならないような状況になった場合や、急な事業拡大により大幅に職員を増員しなければならない場合等が生じたときのため、余裕を持たせているものでございます。

実際の職員配置人数につきましては、定員適正化計画におきまして業務に対する適正な配置人数を計画的に定めているところでございます。

○議長（杉浦康憲） これにて質疑を終結いたします。

本案につきましては、議案付託表のとおり、福祉文教委員会に付託いたします。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第8 議案第13号 高浜市職員の育児休業等に関する条例及び高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、総括質疑を行います。

質疑の通告はありませんでしたので、これにて質疑を終結いたします。

本案につきましては、福祉文教委員会に付託いたします。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第9 議案第14号 高浜市多文化共生コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、総括質疑を行います。

通告がありましたので、発言を許します。

2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） それでは、2回に分けてお聞きしていきたいと思います。

この多文化共生コミュニティ施設であります、そもそこの女性文化センター内に移転することとなった経緯について教えてください。

また、あわせてこの女性文化センター内の現在、和室A、こちらを利用されている団体との調整はどのようにになっているのか、お願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 移転の経緯という部分でお答えさせていただきます。

現行の利用状況におきましては、センターが外国籍の方々に浸透し、利用者が増えたことにより、イベント開催時や土曜日、日本語教室等において手狭になってきていると。また、センターの駐車・駐輪スペースが不足をしてきている。そういったようなことから、機能移転先について検討を始めまして、いろいろ検討した結果、女性文化センター内に機能移転をすることが有効であると判断したため、移転を決めたところでございます。

○議長（杉浦康憲） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 現在、和室Aを利用されている団体との調整はという御質問でございませけれども、和室Aを月1回以上定期的に利用されている方で、多文化共生拠点施設の利用時間帯と重複する方というのは1件ございます。

該当の方には、6月16日以降は、場合によってはほかの施設へ移動していただいたり、活動日時の変更を御検討いただく必要があるということをお伝えしておりまして、了承をいただいております。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

では、この施設の移転先であります、ほかに候補地はあったのか。また、あったとした場合、この女性文化センターを選定した理由について教えてください。

また、あわせてこの多文化共生施設を設置するに当たり、市役所に近いほうが連携しやすいという説明をされていたと思いますが、女性文化センターに移転することで支障は生じないか、そのあたりも教えてください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 多文化共生コミュニティセンターのほかの候補地というところがございますが、複数の候補地、具体的には今回の女性文化センターや中央保育園の3階だったり、たかぴあ内、またはいきいき広場内というところも検討をいたしておりました。そういった中から、今回の機能移転については、利用者の利便性やスペースの確保という観点から、女性文化センター内に移転をするということにいたしました。

また、連携、市役所との連携が近いほうがというようなところでございますが、多文化共生コミュニティセンターという高浜市の取組が外国籍の方々に浸透し、利用者が増えたというところで、当初重要視を、言われたように分かりやすい場所というところを重要視しておりましたが、どの場所でも事業実施に支障がないかなというようなめどが立ちましたので、多文化共生コミュニティセンターの機能を女性文化センターへ移転することとしました。

また、連携という点においても、多文化共生コミュニティセンターと各部局の連携が設置当初よりもスムーズになってきたため、支障はないと判断をしております。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 2点伺います。

現行のセンターが手狭になったということで移転することによって、今に比べてどの程度広くなるのかをお願いしたいのと、あともう一点、現行のセンターでの運用についてなんですが、多文化共生拠点施設として運用開始される日の前日、7月18日までということではよかったでしょうか。

また、その移転準備期間中も現行のセンターで利用を受け入れて運用されるという認識でよいかどうかをお願いします。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） どの程度広くなるかというところでございますが、現在のセンター、実質的に広さ的には1、2階合わせて、実際に使っているものというのが大体200平米ぐらいになります。女性文化センター、今回、小会議室や和室B、和室Aを使うこともある。共有スペースも使うというようになるところになりますと、大体1階部分につきましては、現行のセンターより全部使うと10平米ぐらい広がるかなと。

手狭になっているようなところ、土曜日の日本語教室については、2階の会議室A、Bもその必要に応じて使うような形をしております。2階につきましては、これまでは実質大体86平米ぐらい、現行のセンターだと使えたんですけれども、女性文化センターの2階の会議室A、Bだと139平米程度ありますので、その手狭感は大分なくなるのかなと。

平日のとき、あんまり人が少ないときは規模を小さめのスペースでやって、人が多いときは広いスペースを使うという、そういったような使い分けを、女性文化センターを活用することでしていけるようになるので、そのような形で運用していきたいと思っております。

前日の18日までは現行のセンター、開いておりますので、利用ができます。

以上です。

○議長（杉浦康憲） これにて質疑を終結いたします。

本案につきましては、議案付託表のとおり、福祉文教委員会に付託いたします。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第10 議案第15号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について、総括質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

10番、北川広人議員。

○10番（北川広人） それでは、お願いいたします。

この議案第15号の使用料及び手数料条例の一部改正についての、特にいきいき広場2階にあるショールームについて、月額3万6,730円を新しく徴収するための改正ということですが、

今まで無料としていた場所について、令和7年度から有料にするとした理由についてお聞かせを  
いただきたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（東條光穂） ショールームを運営していらっしゃいます株式会社エヌ・エフ・ユーさんは、日本福祉大学の出資により設立された会社でございます。これまで日本福祉大学とは長年にわたって官学連携のパートナーとして、保健、福祉、医療の総合的なケアの確立に努めてまいりましたので、ショールームのスペースにおいては無料としておりましたが、協議をさせていただいた結果、令和7年度以降、適切な使用料を頂くこととなりましたので、3万6,730円を徴収することにいたしました。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 10番、北川広人議員。

○10番（北川広人） ありがとうございます。

日本福祉大学グループですよね、エヌ・エフ・ユーは。私の記憶が確かならば、平成8年に日本福祉大学高浜専門学校開校と同時にショールームという形であそこに開いていただいたんですけども、当初は展示という形で、あまり福祉用具だとか介護用品だとかというものが世の中、目の当たりにするような時代ではまだなかったんですけども、そのうち、これって売ってもらえないのかとか、レンタルさせてもらえないのかというようなそういう市民のほうからのあれもあってスタートしたというような経緯で記憶しておるんですけども、そういう大事なパートナーであるということは認識をしておるけれども、いかんせん、ここのところ、そしてまた今後の財政的な部分、非常に厳しくなっていくその折の中で、こういったところからもしっかり使用料を頂いてやっていこうという、これは政策的な転換だというふうに理解はしたんですけども、それでよろしいか、少し確認をさせていただきたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） 私どもは、エヌ・エフ・ユーに対しまして、行政財産の目的外使用許可を出して、建物の一部を使っただいております。これは議員おっしゃられたとおり、当初は展示ですとか福祉用具の説明等を行わさせていただいておったんですが、市民の方からの御要望にお応えする形で販売、リース等を始めたことによるものであります。

先ほどリーダーも申し上げましたけれども、日本福祉大学が官学連携のパートナーとして長年協力体制を維持しておりまして、現在も福祉行政のみならず、子供やまちづくりなど幅広い分野での関わりを継続していただいておりますということから、使用料を条例で規定してまいりませんでした。

ただ、半年ほど前、エヌ・エフ・ユーと協議をする場がありまして、財政状況等も勘案しまして、来年度から条例に使用料を定めて徴収することについて相手方と合意に至りましたので、今

回の条例改正をお願いするものでございます。

○議長（杉浦康憲） これにて質疑を終結いたします。

本案につきましては、福祉文教委員会に付託いたします。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第11 議案第16号から議案第18号までを一括議題とし、総括質疑を行います。

質疑の通告はありませんでしたので、これにて質疑を終結いたします。

各議案につきましては、議案付託表のとおり、福祉文教委員会に付託いたします。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第12 議案第26号から議案第33号までを一括議題とし、総括質疑を行います。

質疑の通告はありませんでしたので、これにて質疑を終結いたします。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第13 予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第26号から議案第33号までにつきましては、委員会条例第6条の規定により、12名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、会議規則第36条第1項の規定により、これに付託の上、審査するということにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、議案第26号から議案第33号までは、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長より指名いたします。

予算特別委員会委員に橋本友樹議員、荒川義孝議員、野々山 啓議員、今原ゆかり議員、福岡里香議員、岡田公作議員、長谷川広昌議員、北川広人議員、鈴木勝彦議員、柴口征寛議員、倉田利奈議員、黒川美克議員、以上12名を指名いたします。

---

○議長（杉浦康憲） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

予算特別委員会、常任委員会の開催のため、3月6日から24日までを休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、3月6日から24日までを休会とすることに

決定いたしました。

再開は、3月25日午前10時であります。

本日は、これをもって散会いたします。御協力ありがとうございました。

午前10時58分散会

---